平成30年度第9回 北海道環境影響評価審議会

議事録

日 時:平成31年1月24日(木)午後2時開会

場 所:北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)2階1号会議室

1. 開 会

○事務局(武田主幹) 定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第9回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、現在9名の委員の方にご出席いただいており、北海道環境 影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いた します。

2. 挨 拶

- ○事務局(武田主幹) それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を 申し上げます。
- ○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第9回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を 申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、大変天候が悪い中をご出席いた だき、まことにありがとうございます。

本日の議題についてですが、配慮書が2件、準備書が1件の計3件を予定しております。 このうち配慮書2件につきましては、答申案のご審議をいただく予定としております。ま た、準備書案件であります江差風力発電事業については、昨年12月27日付けで図書が 公告されまして、1次質問と回答の準備の都合上、本日は概要のみの説明とさせていただ きたいと思います。

それから、本日の議題には間に合いませんでしたけれども、今週の月曜日の21日付けで幌延町にある既設風力発電所オトンルイ風力発電所のリプレース事業といたしまして、名前が変わりますが、幌延風力発電事業更新計画の配慮書が公告され、同日付けで諮問させていただいております。

今後とも多くの風力発電事業の案件が続きまして、委員の皆様には何かとご負担をおかけして大変恐縮でございますけれども、引き続き慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局(武田主幹) 本日の進行は、私武田が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-4になります。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、3件です。

議事(1)は、2回目の審議となる(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画計画段階環境 配慮書についてです。事務局からの2次質問とその事業者回答の報告、関係市長の意見、 答申文(案)たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しています。

議事(2)は、3回目の審議となる(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム島牧 計画段階環境配慮書についてです。事務局からの2次質問とその事業者回答の報告、関係 町村長の意見、答申文(案)たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を 予定しています。

議事(3)は、1回目の審議となる(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの事業概要の説明、皆様の審議の時間を合わせ、20分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3.議事

○池田会長 本日もよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議 事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、岡村委員と佐藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、早速、議事に入ります。

議事(1)は、本日2回目の審議となります(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画計画 段階環境配慮書です。

事務局から2次質問とその事業者回答の報告、関係市長の意見、答申文(案)たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局(中村主査) まず、資料1-1のご説明をいたします。

2次質問と事業者の回答ですが、この後にご説明いたします答申文(案)たたき台に関連しているものを中心にご説明させていただきたいと思います。

資料1-2につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

まず、資料1-1の4ページをごらんください。

質問番号2-15です。

1次質問で区域が重なる宗谷丘陵風力発電事業との調整等について質問したところ、本事業の計画を先に進めるとの回答であったことから、2次質問では、先に進めることに至った理由を質問いたしました。これに対して、表現が適切ではなかったため、1次回答の「本事業の計画を先に進めることで調整しており」という部分を「本事業の配慮書手続を進めることで調整しており」に修正する、理由は、既設風力発電所の更新を計画する時期

となったなど、両事業のそれぞれの状況に合わせた手続を進めた結果、宗谷丘陵の準備書よりも先に本配慮書の手続を行うことになったとのことです。

なお、現段階では、両事業とも具体的な風車の設置位置は未定であり、調整を行う段階にはないが、今後、宗谷丘陵は本事業と区域が重ならない範囲で計画する予定との1次回答に変更はありませんでした。

次に、6ページをごらんください。

質問番号3-4です。

既設風力発電所で行われた事前、事後の調査に関する質問です。①、②の調査報告書が公表されているか、また、閲覧できるかについて質問しました。これに対して、調査は自主的なアセスで行ったもので、公表は考えていない、閲覧はその目的等を確認した上で個別に対応を検討したいとの回答でした。

また、2-1としまして、1次回答で示された調査結果がどのような体制で行われたかについて質問しました。これに対して、稼働5年目までは調査員2名で2日間にわたって行う死骸調査と巡視点検時の確認をあわせて実施、6年目以降については巡視点検時の確認のみに変更したとのことです。

そして、2-2としまして、トビ、ウミネコなどの普通種の死因調査について質問しました。これに対して、調査は行っていないとのことです。

さらに、③-1としまして、事前、事後の調査結果を風車の配置計画にどのように反映するかを確認しました。これに対して、調査結果を踏まえ、本配慮書では西側エリアに風車を新設しない計画とし、調査結果を用いた詳細な検討は方法書以降の調査予測解析に活用し、配置計画に反映していく予定とのことです。

7ページをごらんください。

質問番号3-7です。

既設風力発電所で発生したオジロワシのバードストライクに関する質問です。

①としまして、バードストライクとして発生しております10例の発生原因について環境省に確認し、その結果を説明するとともに、その結果を踏まえた見解を質問しました。これに対して、環境省へは、別途、発生原因を確認するというものですが、死因については死骸の発見状況から判断して風車との接触によるものと考えているとのことです。

また、③としまして、バードストライクが発生した既設風車の8基のうち、2基しか新設風車を設置しない西側エリアに入っていないことから、残りの6基についても対象事業実施区域から除外することなどの措置を講じるべきと考え、見解を求めました。これに対して、オジロワシのバードストライクは、本事業の課題と認識しており、今後実施する飛翔調査等の結果とその評価等を踏まえて対象事業実施区域については検討を進めていきたいと考えているとのことです。

ちょっと飛びまして、12ページをごらんください。

質問番号追加の4-50です。

専門家等へのヒアリング結果に関する質問になります。

①は、宗谷丘陵のヒアリング結果を活用するならそのことを記載すべきであること、②は、今後行うヒアリングと比較を行うことも重要であることに対する見解を求めました。これに対して、今後活用する場合は、混乱、誤解を招かないような記載方法を検討する、ヒアリングの比較については重要と考えるとのことです。

13ページをごらんください。

質問番号追加4-51です。

地形等の評価結果に関する質問です。

宗谷丘陵の周氷河性波及地に対する具体的な措置や考え方が示されていないため、どのように影響の回避、低減を図る考えなのかを質問しました。これに対して、具体的な環境保全措置はある程度の配置計画が決まる方法書段階以降で検討する予定とのことです。

15ページをごらんください。

質問番号4-29です。

動物の評価結果に関する質問です。

①として、既設風車で発生した10例のバードストライクについて原因究明や解析ができていないとの1次回答であったことから、あくまでも、今後の調査、予測及び評価に委ねるかを改めて質問しました。これに対して、事後調査結果や死体発見場所の立地条件等も踏まえ、今後の調査、予測及び評価に生かすとのことです。

2次質問と事業者回答については以上となります。

続きまして、関係市であります稚内市長からの配慮書に対する意見です。

北海道からの意見照会に対して、資料1-3のとおり意見がありました。

参考としまして、図書の208ページもあわせてごらんください。

こちらの図は、事業実施想定区域と稚内市のガイドラインの地域区域を重ねたものになっております。赤色の部分は、航空法、自然公園法、森林法の法規制により極めて建設が困難な場所、黄色の部分は、自然保護等から建設が好ましくない場所となっております。図からわかるように、事業実施想定区域に赤色及び黄色の区域が含まれていること、また、2キロメートル以内に民家や学校等が存在する区域であることから、ガイドラインの基本的な考え方に基づいて九つの意見が挙げられております。

資料1-3にお戻りください。

意見は九つありますが、まず、1として、赤色の区域について、現行の保安林等を確認するとともに、森林法等、各種法の規制を遵守した計画とすること、2として、黄色の区域について、自然環境保全に関して十分に配慮した計画とすること、3として、民家から500メートル以上離れること、4として、稚内空港の運用に支障が生じないように十分に配慮すること、5として、騒音について、建設前の状況に変化が発生しないか、騒音環境基準値以内であること、6として、テレビ電波等に影響が発生しないか、発生した場合は解消可能であること、7として、動植物への影響が極力発生しないよう対処可能である

こと、8として、事業説明会により地域住民の合意形成がされることとなっており、ここまではガイドラインに記載されている事項です。そして、9として、事業実施想定区域は、既設風力発電機が建設されている場所を含むほか、他事業者により手続が進められているエリアにも隣接していることから、累積的影響についても十分に調査を行うとともに、予測及び評価が適切なものとなるよう多角的に検討することとなっております。

次に、資料1-4の配慮書に対する答申文(案)たたき台についてです。

これまでの審議におけるご指摘、ご意見等を踏まえ、整理させていただきました。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目では事業の概要を、2段落目では事業実施想 定区域における地域特性の概要をそれぞれ整理しております。また、3段落目では本事業 による環境影響の確実な回避または低減を求めております。

続いて、1の総括的事項です。

(1) は、近年のほかの配慮書案件と同様の指摘となっております。

本配慮書における評価結果は、計画熟度の低い現段階のものであることから、今後の区域設定、事業規模や風車配置などの検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること、その過程において、重大な環境影響を回避または十分低減できない場合は事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することを求めております。

(2) は、更新事業の場合の影響の評価に関する指摘となっております。

ここは、今回初めての指摘ですので、そのまま読み上げます。

更新事業である本事業による影響の評価に当たっては、単に現況からの変化のみに着眼することなく、これまで既設風力発電所で実施してきた自主的な調査や本事業に係る現地調査等により、既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握した上で、適切に評価することとしております。

(3) は、累積的影響に関する指摘です。

事業実施想定区域周辺では、複数の風力発電事業が計画されており、累積的影響が生じるおそれがあることから、適切に調査、予測及び評価を実施することを求めております。

(4) は、既設風力の撤去に関する指摘になります。

設置工事に加え、撤去工事が行われることから、工事工程の工夫により工事の集中を避けるなど、工事実施に伴う環境影響を可能な限り低減することを求めております。

2ページに移りまして、(5)は、配慮書の公開や住民理解の促進に関するものとなっておりますが、この部分については、ほかの案件と同様の指摘となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、2の個別的事項についてです。

(1) は、騒音及び超低周波音、風車の影です。

ほかの案件と同様に、区域周辺に住居や学校等が存在することから、最新の知見や情報

等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔する ことなどの措置を講じ、影響を回避または十分に低減することを求めております。

(2) は、地形に関するものです。

事業実施想定区域のほぼ全域が周氷河地形と重なっているため、分布状況を把握した上で地形の改変を可能な限り避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めております。

(3) は、動物の関係です。

これまでア、イ、ウといった記号はつけておりませんでしたが、見やすいものとするため、今回から表記しております。これは、(4)の植物及び生態系についても同様です。

まず、アは、事業実施想定区域から北東にある宗谷岬が多くのオジロワシやオオワシの 通過地点となっているほか、区域及びその周辺は環境省データベースにおいて特に重点的 な調査が必要とされる区域に該当します。このため、関係機関や専門家等からの助言を得 ながら、鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上でバードス トライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、 その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減する ことを求めております。

イは、オジロワシのバードストライクに関して、既設風力発電所では北海道全体の約2割を占める10例が確認されておりますが、更新事業計画では、そのうち3例が確認された西端部に新設しないこととしているものの、他の7例の確認箇所は新設風車の配置が可能な区域としているため、更新後も高い頻度で発生するおそれがあり、このため、過去の発生事例の原因究明に努め今後の対象事業実施想定区域の設定や風車配置の検討に当たっては、その結果も踏まえ影響を回避または十分に低減することを求めております。

ウは、他の案件とほぼ同じ内容ですが、動物相の的確な把握、重要種の適切な方法による予測及び評価の実施、さらには、影響の回避または十分な低減を求めております。

(4)は、植物及び生態系です。

アは、区域内に自然度の高い群落や特定植物群落の宗谷丘陵、ササ草原といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、改変箇所の検討に当たっては、それら範囲を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めております。

イは、植物相に関するもので、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握する とともに、重要種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避け ることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めております。

ウは、生態系に関するもので、他の案件同様、注目種については、区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の法的な生息地または生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めております。

(5) は、景観です。

主要な眺望点に関するもので、ほかに追加すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めるとともに、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めております。

(6) は、その他です。

稚内市からの意見も反映しまして、稚内市風力発電施設建設ガイドラインの遵守に関し、 市と十分に協議することを求めております。

答申文(案) たたき台については以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○池田会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。
- ○岡村委員 図書の208ページの説明のところについてです。

赤く塗ってあるところに法規制により極めて建設が困難な場所、航空法、自然公園法、 森林法と書いてあるのですけれども、極めて困難なところに既に4基建てられたというの はどういうことなのか、理解しがたいので、説明をお願いします。

- ○事務局(武田主幹) 資料1-1の9ページをごらんください。
- 一番下の質問番号3-19において、平成17年に運転を開始した既設の宗谷岬ウィンドファームについて、当時、稚内市との協議を踏まえて設置したことに対して質問しておりますが、市の了解を得てガイドラインに沿った判断をして建設を行ったという回答を得ております。

回答の③のところですが、本件については、ガイドラインの指定区域内ではあるものの、 稚内市との協議において除外すべきとの意見は出ていない、なお、今後も継続して協議を 重ねてまいりますとのことです。

- ○岡村委員 航空法とか自然公園とか森林法は、個別に稚内市が所管している法律ではないと思うのですけれども、それでも稚内市がいいと言えば、そういう法律を差し置いて許可できるということですか。
- ○事務局(武田主幹) そういうものではなく、稚内市としては、あくまでも法律を遵守 しなさいというガイドラインで、各法律についてはそれぞれの所管する部署において確認 することになろうかと思います。
- ○岡村委員 極めて困難ではあるけれども、各部署がオーケーを出したということなので すね。
- ○事務局(竹澤課長) このガイドラインの極めて建設が困難な場所の範囲を稚内市がどういうふうに決めたかというところまでは確認していないのですけれども、いずれにしても、それぞれ法に基づいた許認可なりルールがあり、もちろん法に基づいて絶対に遵守しなければならないことはあると思います。

ガイドラインにつきましては、稚内市が策定している、いわば行政指導的なルールにな

りますので、そこは稚内市との協議の中で決めていくことになろうかと思っています。

- ○岡村委員 そうすると、凡例で極めて困難と書いてあるのは稚内市の判断なのですか。
- ○事務局(竹澤課長) そういうことになります。
- ○三谷委員 既設のものをなくしてから新しいものをつくるのかどうかという質問があって、まだ決めていないということだったと思いますけれども、今回少なくなるのですよね。その場合、今まであったところにはケーブルみたいなものが地中を通っていたりするのですか。そういうものはなくし、工事前の状態に戻すことになるのですか。
- ○事務局(武田主幹) まず、詳細な工事計画が明らかになっていないのですけれども、 不要なものを置いておくということにはなりません。それは廃棄物になりますので、使わないものがあったら、それは除去し、適切な方法で処分することになります。

それから、資料1-1の5ページの質問番号2-21の2次質問の②をごらんください。 設置しなかった箇所はどのようにしていくのかという質問をしたところ、利用しない場合は、土地所有者に確認の上、牧草地や植林地に戻すなど、原状回復を行うというような考えが示されております。

○玉田委員 答申文(案)たたき台に意見があります。

岡村委員からもあったように、稚内市のガイドラインがあって、それが大事だということはそのとおりだと思います。たたき台の中では、2の個別的事項の(6)にその他ということで一応盛り込んではあるのですが、順番としては、ここに入れ込むより、もう少し前に持ってきてはどうかと思います。

盛り込んであるからどこに持ってきても順番はどうでもいいという考え方もあるのですが、地元との協議というのは、行政手続上、結構大事なことだと思います。そこで、例えば、一番上の総括的事項よりさらに上の「以上の結果を踏まえ、」の下に持ってくるというのはいかがでしょうか。このように、道としては市町村の考え方を尊重してほしいという言い方にしたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○事務局(竹澤課長) 前書きの部分に持ってくるというお話がありましたけれども、前書きの部分は、意見というより、地域の概況といいますか、ストレートな意見を言うところではないという認識でありまして、答申を踏まえた知事意見にする場合、(1)以降が具体的な意見というような位置づけになると考えておりました。

そのため、もう少しわかりやすく、目立ちやすくするためには、例えば、総括的事項の (6)など、個別的事項ではなく、総括的事項に持ってくることはあり得るかと思います ので、そのように対応させていただきたいと思います。

○玉田委員 お願いします。

総括的事項の中に入れる場合に、(5)のインターネットによる公開も大事なのですが、 多分、住民の意見のほうが優先される事項だと思いますので、(5)に入れて、インター ネットの公開を(6)にしてください。

○事務局(竹澤課長) 了解しました。それでは、(4)の後に(5)として入れ、イン

ターネットの関係については(6)にしたいと思います。

- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○山下委員 答申文(案)たたき台に関する意見です。

総括的事項の(2)で、三谷委員も質問されたことに関係するのですけれども、この文章の最初の「単に現況からの変化のみに着眼することなく、」というところまではわかるのですけれども、その次の文章がよくわかりません。

今回は更新事業ですよね。今の既設風車によって受けている環境への負荷を前提として、 そこを基準として考えると、風車の数が減りますので、環境への負荷が下がる可能性があるわけです。ただ、風車が大きくなるので、下がるのか上がるのかはわかりません。しかし、そこが基準になるのではなく、全く風車がない状況を基準にして、そこから環境負荷がどれぐらいかかるかを考えなければいけないのかなと思います。

そうすると、これまで既設風車で実施していた自主的な調査や現地調査を今回のアセス の際にどういうふうに利用するのかというか、どういうふうに取り込むのかがこの文章で はわからないのですけれども、これはどういう趣旨なのでしょうか。

○事務局(竹澤課長) 委員がおっしゃられましたように、リプレース事業の場合は何を ベースに環境影響を論じるのかということが重要かと思います。

既設の風力発電所自体から負荷が上がるとか下がる、影響がどうかというところに基準を持っていくと、もし今の風力発電所が大きな影響を与えており、同じようなレベルのものを更新したとしたら、やはり大きな影響を与えることになるのではないかという視点から、こういった意見を述べておくべきではないかと考えております。

調査をどういうふうに取り込むのかわからないというお話ですが、本事業につきましては、既設風力発電所において自主的なアセスを実施しています。また、その後、事後調査もやっていて、その資料は前回の審議会でもお示ししているのですけれども、バードストライクが結構見られるといった結果も示されておりますが、それについて述べているのがこれまで風力発電所で実施してきた自主的な調査になります。そして、その後の本事業に係る現地調査等というのは、今回の方法書に基づいて行う現地調査のことを指しています。

ですから、過去に行われた調査と今後行う調査の両方を勘案してどんな影響を及ぼしているのかを分析し、評価を実施していただきたいという趣旨です。

○山下委員 今の部分はわかりました。

繰り返しになるかもしれませんが、「既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を 客観的に把握した」とありますが、これは必要なのですか。今ある既設風車に関する自主 的な調査、それから、今回の調査とあわせ、今回の事業の環境影響を評価するということ でよろしいのではないでしょうか。

つまり、既設風車の環境影響を今の段階で客観的に把握する必要があるのですか。

今回の環境影響にこれまでの調査結果を取り入れるのは必要ですし、それから、これまでの調査によって環境負荷の面で問題があったとしたら、それを今回の調査で低減、回避

するのかどうかを検討してもらうということだと思います。既設風車の環境影響を客観的 に評価されてもいいと思いますけれども、それを今回の環境影響にどういうふうに生かす のかがわからないのです。単に適切に評価する、そこでぽんと飛んでいるのですが、取り 入れるということなのですか。

○隅田委員 今のことについては、先ほど課長がおっしゃっていたこともありますけれど も、「客観的に把握し、それを勘案した上で」という言葉をそこに入れればいいのではな いでしょうか。「環境影響の程度を客観的に把握し、勘案した上で」とすれば自然に入っ てきますね。

○事務局(武田主幹) ありがとうございます。

今までの既設風車の影響もしっかり把握した上での総合的な環境影響評価を行うべきという趣旨であるということは理解いただいていると思いますので、今のご意見をもとに、より良い文章になるように調整させていただきます。

○池田会長 今の箇所に関しては私も気になっていました。

6ページの質問番号3-4の2次質問で過去の調査内容について質問し、回答をいただいていますが、自主アセスなので、特に公表していない、閲覧については目的等をお伺いした上で個別に対応を検討するという内容になっていますよね。

確かに、1次質問のときに添付資料で概要的なものと資料は幾らか提示していただきましたが、事前調査、事後調査はやはり非常に重要な調査だと思いますし、本来であれば、全て提示していただきたいところだと思います。

そういう意味から、総括的事項の(2)で、既存風力発電所で実施してきた自主的な調査を踏まえてというところが入っているので、そこはよしとしますが、バードストライクについて、個別事項(3)動物のイの下から3行目に、過去の発生事例についての原因究明に努めるとともにということで、ここにも意味合いが込められているのかなとは思います。それに、既設風車の自主的な調査を踏まえてという文言が何度も入ってくるのはしつこいと思います。

ただ、今回、配慮書に関しては答申を出して一旦締めることになりますけれども、今後、 方法書、準備書のステップに上がっていくとすれば、この事前・事後調査の内容が非常に 重要になってくると思います。

ですから、ここに書かなくとも、方法書が出てきた段階で直ちに公開の要望をこちらから出していただきたいと思います。そして、それを向こうに認めていただいた上でこの内容をこの審議会で審議させていただくというのは次のステップで非常に重要なことではないかと思いますので、その点にご配慮をいただきたいと思います。

○事務局(武田主幹) 私どもとしても、方法書の審査をするに当たって、過去どのような調査をしたのか、準備書の段階においても過去の調査においてどのような影響が考えられるかを分析したのかを示すことは大変重要だと思いますので、今、会長がおっしゃったような考え方で今後の審議に当たりたいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 今まで出てきたことをまとめます。

まず、総括的事項の(2)の最後の文章について、「環境影響の程度を客観的に把握し、 勘案した上で」という内容に変更すること、個別的事項の(6)その他として書かれてい た内容を総括的事項の(5)に持ち上げ、稚内市の風力発電施設建設ガイドラインに従っ て協議を行うことという内容をここに移動するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 後ほど、事務局と協議し、今の点を修正した上で対応させていただきたいと 思います。また、その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を 行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事(2)に移ります。

議事(2)ですが、本日3回目の審議となります(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム島牧計画段階環境配慮書についてです。

事務局から2次質問とその事業者回答の報告、関係町村長の意見、答申文(案)たたき 台の説明をお願いいたします。

○事務局(佐藤専門主任) まず最初に、資料 2-1、資料 2-2 についてご説明いたします。

資料 2-1 が 2 次質問と事業者回答、資料 2-2 が別添資料になりますが、答申文(案) たたき台に関連しているものを中心にご説明いたします。

それではまず、資料2-1の2ページをごらんください。

質問番号2-6です。

あわせて資料2-2の2ページの図もごらんください。

1次質問では事業実施想定区域の設定について質問しておりますが、最終形に至るまでの経緯が1次回答では明確ではなかったため、2次質問では設定の経緯について追加で質問しています。島牧村の好風況や社会インフラとしての道路が整備されている道道523号周辺の牧野及び牧草地などの無立木地を中心として、谷部や住宅周辺を除いた上で、樹林地を含め、広めに設定することにより、事業実施想定区域の最終形に至ったとのことです。

4ページをごらんください。

質問番号2-24をごらんください。

適切な環境影響評価を実施し、環境影響の回避、低減を行うためには、事業実施想定区域が重複する他事業者と早期に直接協議すべきではないかとの質問をしました。これに対

して、適切な事業実施区域設定のため、方法書手続の段階では区域が重複する他事業者と 協議を行うとのことです。

6ページをごらんください。

質問番号3-11です。

景観に関して、1次質問では眺望点の選定資料が不足していることを指摘しましたが、2次質問では、主要な眺望点の情報収集について、収集した既存文献以外にも関係市町村に確認し、景観資源、主要な眺望点及び身近な眺望点のリストに漏れがないようにすべきであることから、事業者に見解をお聞きしました。これに対して、関係市町村へのヒアリングは今回行っていないため、今後ヒアリングを実施し、リストに漏れが生じないようにするとのことです。

同じく、6ページの質問番号3-12です。

あわせて、関連する図面として、資料2-2の4ページをごらんください。

事業実施想定区域の南側に島牧村に簡易水道の水源がございます。

別添資料の青丸が簡易水道の水道水源になりますが、集水域が事業実施想定区域の東側にかなり広範囲にかかることから、島牧村との協議の状況及び今後の保全措置の考え方を質問しました。これに対して、島牧村との協議はこれから実施し、集水域の改変を極力回避する検討を行うとのことです。

9ページをごらんください。

質問番号4-4です。

関連する資料として、資料2-2の33ページをごらんください。

予測及び評価全般に関することですが、アセス省令にある配慮書時点での評価の重大な影響が実施可能な範囲でできる限り回避または低減されているかを検討することに沿って、配慮書時点での評価を行うべきであり、1次回答では評価の内容がわからないので、改めて修正を求めました。これに対して、配慮書時点で重大な影響が実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているかどうかの検討結果を含めた評価に修正し、今後、配置計画などの保全措置の検討によって将来的に環境影響の回避または低減される可能性があると追記を行ったとのことです。

12ページをごらんください。

質問番号4-16です。

専門家ヒアリングについてですが、専門家ヒアリングの結果において、温帯要素の北限 種については、ブナだけではなく、その他相当数あると考えられますが、どのように情報 収集を行うのかを質問しました。これに対して、方法書以降の手続においても継続して専 門家ヒアリングを行い、情報収集を進めるとのことです。

14ページをごらんください。

質問番号4-23です。

主要な眺望点、身近な眺望点からの眺望に配慮した風車の配置となるよう、地域との合

意形成を図ることが重要ではないかとの観点から考えをお聞きしました。これに対して、 関係市町村、地域住民への積極的な情報提供や説明などを実施し、合意形成に努めるとの ことです。

15ページをごらんください。

質問番号5-1です。

図書の公表に関する質問です。

図書の公表について、1次質問で意見書作成の目的以外の利用を回避する観点から、閲覧は縦覧期間のみ、コピー、印刷は不可との回答であったため、最近の図書公表に関する状況を踏まえ、再度質問をしました。これに対して、結果としては1次回答と同様になりました。

2次質問及び事業者回答の説明は以上となります。

続きまして、資料2-3に移ります。

関係町村の島牧村長、寿都町長、黒松内町長からの配慮書に対する意見となります。

北海道からの意見照会に対し、島牧村長からは意見なしの回答をいただいております。また、寿都町長の意見ですが、配慮書では既設風力発電所や計画中の風力発電事業との累積的影響について加味されていないことから、他事業者との協議状況など、地域に対して正確な情報提供、説明を行い、十分な合意形成に努めることなどの意見をいただいております。そして、黒松内町長の意見ですが、環境影響評価を行う過程において、必要に応じて項目、手法の見直しを図り、追加調査を含めた適切な対応をすること、できる限り定量的な予測を行うこと、寿都町長の意見と同様、既設風力発電所や計画中の風力発電事業において、他事業者との協議を進めることなどの意見をいただいております。

資料2-3についての説明は以上となります。

続きまして、資料2-4の答申文(案)たたき台をごらんください。

これまでの審議におけるご指摘及びご意見、関係市町村意見等を踏まえ、整理しております。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目では事業概要、2段落目では事業実施想定区域における地域特性の概要、3段落目では本事業における環境影響の確実な回避、低減を求めています。

続きまして、1の総括的事項です。

(1)は、最近のほかの案件と同様の指摘になりますが、本配慮書における評価は、計画熟度の低い現段階のものであることから、今後の区域設定、事業規模や風車配置などの検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させてください、その過程において、重大な環境影響を回避または十分低減できない場合は、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。

(2) は、事業実施想定区域に関する指摘です。

本配慮書における事業実施想定区域の検討過程の説明が不十分でわかりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程についてわかりやすく記載することとしています。

(3)は、他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業との累積的影響に関する指摘です。

事業実施想定区域の周辺では、他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あり、これらの風力発電所との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること、なお、事業実施想定区域の東側が計画中の他社風力発電事業区域の一部と重複して設定されていることから、累積的影響の適切な予測及び評価を実施するために当該事業者と十分協議を行うこととしています。

(4) は、配慮書の公表に関するものです。

インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点から意見を求められるよう印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより利便性の向上に努めること、また、他の案件同様、今後の手続に関し住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めることとしております。

(4) には、寿都町長や黒松内町長からの意見も踏まえたものとしています。

続きまして、2の個別的事項になります。

(1) は、騒音及び超低周波音、風車の影についてです。

事業実施想定区域の周辺に住居や学校が存在することを踏まえ、最新の知見や情報等に 基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔するなど の措置を講じ、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次に、(2)の水環境についてです。

事業実施想定区域の南側に水道水源があることを踏まえまして、本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域内には島牧村の水道水源の集水域が存在することから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される、このため、水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を対象事業実施区域から除外することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次に、(3)の動物についてです。

動物と植物生態系につきましては、先の宗谷岬と同様、段落分けしていたものをア、イ、ウという形で表記しています。

アは、希少鳥類等への影響についての指摘です。

事業実施想定区域及びその周辺では、オジロワシなど希少鳥類等の生息情報があること

から、専門家等からの助言を得ながら、これらの鳥類の移動経路、生息状況に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討などに反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めております。

イの動物相は、最近の他の案件と同様、動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

続きまして、(4)植物及び生態系に関する指摘です。

アは、植生や自然環境のまとまりの場についてですが、事業実施想定区域には自然度の高いチシマザサーブナ群団や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

イの植物相は、最近の他の案件と同様、専門家等からの助言を得ながら的確に把握し、 重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けるこ となどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

ウの生態系も、他の案件と同様、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次の(5)の景観ですが、本配慮書では、主要な眺望点については2種類の資料のみに基づき選定していますが、それ以外にも関係自治体や観光協会のホームページ、パンフレット等の資料はもとより、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討すること、その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

答申文(案)たたき台の説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

- ○池田会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委 員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。
- ○岡村委員 資料2-2についてです。

6ページ以降に地域ヒアリングの実施状況のまとめがたくさん出てくるのですけれど も、その中でかなりの動植物の種名が○○やひし形になっているのですね。これだけある と、専門家の助言を得ながらと書いてありますけれども、信用していいのかがわからない のですが、どういうことなのでしょうか。

○事務局(佐藤専門主任) 資料2-2にありますヒアリングの結果は、文献調査の一環

として環境省でまとめておりますEDASというデータベースがあるのですけれども、そちらで公開されている情報を持ってきています。これには公開版と非公開版がありまして、 事業者は、公開されている情報に関して情報を収集し、記載しているということです。

公開版に関しては重要種等については丸や四角で見えないようになっていますが、環境 省に直接交渉すると非公開版の情報が得られるということですので、今後は、事業の計画 が進むにつれて、そのあたりの情報を得ていきたいと事業者からは聞いております。

- ○岡村委員 地域ヒアリングと調査結果と書いてありますけれども、これは環境省がやったということなのですか。
- ○事務局(佐藤専門主任) 資料に載っているものに関しては環境省が取りまとめたものになります。
- ○岡村委員 こういうふうに載せられると、業者の方たちがやったように見えてしまうので、環境省でやったなら環境省がやったと資料に明記し、誤解のないようにしてほしいと思います。
- ○事務局(竹澤課長) 資料2-1の8ページの質問番号4-1をごらんください。

1次質問で専門家の意見を聞かなかったのですかと質問したところ、環境省のモデル事業の結果を引用していますという回答があって、具体的に抜粋して提供してくださいという2次質問の回答として今のものが出てきました。

なお、2次回答にございますとおり、非公開版につきましては、方法書以降の手続において、環境省への申請手続を踏まえ、情報を入手しますと書いております。

ただ、資料の作りとして、環境省が行ったヒアリングということがぱっと見てわからないのはそのとおりです。 2次回答で出てきているものですから、この資料は直すことができないのですけれども、今後は気をつけて整理したいと思います。

- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○玉田委員 答申文(案)たたき台についてです。

総括的事項の(4)に「また、今後の手続に当たっては、住民や関係自治体等へ」と書かれているのですが、これを(4)にして、インターネットのことは独立した条文にしたほうがいいのではないかと思います。ですから、くっつけるのではなく、先ほどと同じように、地域住民のほうを上に持ってきて(4)にして、インターネットのことを(5)にしていただければと思います。

文言についてはお任せします。先ほどは稚内市と十分に協議を行うことと書いてあって、 こちらは、情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めることとあり、どちらでも 協議は協議だと思いますが、住民等への説明という項目が目立つようにしてください。

- ○事務局(武田主幹) それでは、先ほどの宗谷岬の議論も参考にして、文言を修正した いと思います。
- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○佐藤委員 資料2-1の8ページについてです。

質問番号4-2に騒音・超低周波音・風車の影とありまして、1次回答に3キロメートル以上離れた場合には、方法書以降の手続において可能性が小さいに修正しますと書いてあります。影響が小さいかどうかというのは予測しなければわからないことですが、これは、結局、3キロメートル以上の場合には予測を評価しないということでよろしいのですか。

○事務局(佐藤専門主任) 騒音・超低周波音・風車の影に関しては、基本的には2キロメートルの範囲を目安として設定して調査を行っています。ここで挙げている3キロメートルは、隣接する既設風力発電所との累積的影響の可能性についての表になりますが、累積的影響の評価対象として捉えるかどうかの目安として、3キロメートル以上と距離がかなり離れているので、累積的影響に関してここでは評価しませんということです。

ですから、実際の調査自体は2キロメートルを目安にして予測、評価を行っています。 〇佐藤委員 ただ、こちらからの質問では3キロメートルについて聞いているわけで、それは何らかの影響の可能性があるという意味で質問したわけです。それに対し、2キロメートルで影響がないからやらないでいいのでしょうか。

影響は小さいということがここで述べられているので、そういう考えはわかりますけれども、やりとりがあったのであれば、きちんと予測、評価したほうがいいのではないかという意見です。

- ○事務局(佐藤専門主任) 現時点では、配慮書なので、文献調査を主体にしております。 いろいろな事業で目安としているのが大体2キロメートルの範囲ですが、これ以降の方法 書、準備書のプロセスではきちんと調査をして予測、評価をすることになります。
- ○佐藤委員 先ほどの1次質問の回答では、方法書以降についても書いてあったのです。 余りきちんとやらないような表現だったように思いますが、違いましたか。

そういう意味であれば、私としては問題ないのですが、今後さらに検討していくということですね。先ほどのところには、方法書以降の手続において可能性が小さいとあって、可能性がないではなく、可能性が小さいと想定しているだけで済ませるのだなと思ったものですから聞いたのです。

今後さらに進むにつれて危なければ検討していくということであれば、それで結構です。 〇事務局(竹澤課長) 配慮書の中で可能性がないという言い方をしていることについて、 可能性がないという言い方がおかしいのではないかという質問に対し、方法書以降は可能 性が小さいと修正しますという回答なのです。

今回は、配慮書の段階なので、重大な影響があるかどうかという検討に当たって、大体 2キロメートル以上離れていれば影響は少ないのではないだろうかという考え方です。

- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○中津川委員 資料2-4の個別的事項の(2)の水環境についてです。

水道水源に影響がある区域を除外するということですけれども、事業区域に影響がある 区域が結構入っているのですね。でも、なぜかここだけ「予測及び評価を実施し」という 文言がなく、単に「除外することなどにより」となっているのですけれども、「適切な方法により予測及び評価を実施し」という文言を入れることはできないのでしょうか。

- ○事務局(竹澤課長) ほかの項目との並びで予測、評価を適切な方法でやりなさいという文言をつけ加えようと思います。
- ○池田会長 それでは、私からです。

答申文(案) たたき台に対してではなく、2次質問の回答の一番最後のところについてです。図書の公表に関しては1次質問のとおり公開しないという対応なのですが、ここの文言で気になったのは、無断複製は悪いにしても、引用等を懸念しているというのは解せないですね。普通、図書は引用されていくらのもので、引用されるほど価値が出るというふうに思います。

これは、資料の引用や図表の引用のことを言っているのかもしれませんが、若干気になりました。広く読んでもらうことを本当に意識しているのかなと思えるようなニュアンスで、そもそも何のためにアセスをしているのかが問われかねないのではないでしょうか。言い方だけの問題かもしれませんが、若干気になりました。

これは私の考えですが、こういう要望をずっと続けてきて、答申文(案)たたき台にも 公開を進めてほしいという文言を幾つか出し、公開されるものも幾つか見られるようにな ってきて、効果が上がってきているのかなとは思いますが、先ほどの地域住民の理解など も含め、こういう姿勢がそもそも地域の住民の反感を買うようなことにつながっているよ うなところがあるように思います。

事業者にどういうインパクトを与えるのか、ただ単に環境だけの配慮ではなく、地域住 民への配慮という点でもう少し考えていただければと思います。これは答申文(案)たた き台に反映させるということではなく、要望です。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 これに関しては、総括的事項の(4)の最後の段を独立させ、上に上げて(4) とし、インターネットによる公表云々については(5)とすること、個別的事項の(2) の水環境に関しては、水道水源の水質に影響を及ぼす区域の対応に関して適切な予測、評価をもとに検討するというように文章を変更するという2点でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、そのように対応させていただきます。

また、その他最終的な文言修正等は私にご一任いただきまして、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事(3)に移ります。

議事(3)ですが、本日1回目の審議となります(仮称)江差風力発電事業環境影響評

価準備書についてです。

事務局から事業概要の説明をお願いいたします。

○事務局(小峰主査) まず、本事業に係る手続の経過について簡単に説明させていただきます。

配慮書、方法書につきましては、昨年度、当審議会でご審議をいただきまして、配慮書については平成29年6月に、方法書については同年12月に知事意見を発出しております。準備書につきましては、昨年末の12月27日に図書の縦覧が開始されまして、年明け7日付で当審議会への諮問をさせていただいたところです。

では、お手元にあります図書をごらんいただきながら事業概要の説明をお聞きいただきたいと思います。

図書は2分冊に分かれておりまして、まず、2分冊の1からごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

本図書では、事業者は江差ウィンドパワー株式会社となっております。方法書までは株式会社斐太工務店が事業者でしたが、その斐太工務店が出資する江差ウィンドパワー株式会社に事業が引き継がれた関係で事業者名が変更されております。

次に、3ページをごらんください。

本文4段落目に記載のとおり、本事業は、平成14年4月から運営されている江差風力発電所について、設置から15年以上が経過していることから既存設備の更新を計画するものとされております。

次に、4ページをごらんください。

発電所出力は、既存発電所と同じ2万1,000キロワット、単機出力は3,400キロワットと、既存のものより大型化し、基数は28基から7基に減少する計画となっております。

次に、6ページをごらんください。

対象事業実施区域の位置は、図の中央の赤色の枠で示されているところになりまして、 西側の海沿いにある江差町の市街地からは2キロメートル以上、北側の内陸部にある厚沢 部町の市街地からは4キロメートル以上離れた江差町内の山間に位置しております。

次に、9ページをごらんください。

下の囲い線の中に記載がありますが、準備書段階での事業計画の変更点として、まず、風力発電機の配置については、既存道路の位置や大臣勧告、知事意見を踏まえ、現地調査結果から環境影響の低減に配慮して方法書に示した風車の配置を変更するとのことです。また、工事工程については、方法書段階では既存風車を稼働させたまま新設風車を設置し、新設風車を稼働させてから既設風車を撤去する計画であったが、知事意見を踏まえ、工事用道路は全て既存のものを活用し、既存風車を撤去してから新設風車を設置する計画に変更するとのことでございます。

ここで、一度、2分冊の2に移っていただければと思います。

819ページをごらんください。

こちらの図にダイダイ色の帯がありますが、こちらが方法書段階の風車の配置になりますが、現地調査の結果、ダイダイ色の丸印のエゾイタヤなどの大径木、それから、黄緑色の帯の植生自然度9のヒノキアスナロ群落の一部が重なっていたことから、これらを回避し、黄色の升のヤードの赤色の丸の位置に風車を配置する計画に変更するとのことでございます。

また、その前のページの818ページには工事工程表が記載されていますが、新設風車の設置工事の前に既設風車の撤去工事を行い、さらに、区域内で繁殖が確認されている希少猛禽類のハチクマに配慮するため、営巣地近傍での撤去工事はハチクマが飛来する前に完了させ、図の中の点線の矢印の部分ですが、新設工事についても繁殖状況に応じて営巣地から離れた場所から実施するなどの工事調整を行うとのことでございます。

ここで、2分冊の1に戻っていただければと思います。

24ページをごらんください。

こちらは大型資材の輸送経路についてですが、赤色の線のところになりまして、区域の 南西側にある江差港で荷揚げした後、海沿いの国道227号を通って輸送する計画となっ ております。また、その他の資材の輸送経路については緑色の線のところになりまして、 函館市方面から区域北側の厚沢部町内を通って輸送する計画となっております。

次に、29ページをごらんください。

新設風車の外形図です。新設風車の外景は左下の図のとおりになりまして、ローター直径は120メートル、最高高さは150メートルから155メートルとなり、右下の図の既設風車と比べますと、ローター直径で2.4倍、最高高さで1.5倍ほどに大きくなる計画となっております。

次に、47ページをごらんください。

対象事業実施区域とその周辺には重要な地形として自然環境保全基礎調査で自然景観資源とされている江差段丘が存在し、その一部が区域に重なる計画となっております。

次に、大きく飛びまして、95ページをごらんください。

区域周辺の特に配慮が必要な施設や住居の配置の状況です。区域の北西側約3.9キロメートルのところに最寄りの教育施設である①の江差高校が位置しており、区域の南西側約2.5キロメートルのところに最寄りの福祉施設である⑦のケアハウスかもめ荘が位置しております。また、最寄りの住居は、⑦の近く、区域の南西側約2.3キロメートルのところに位置しております。

次に、113ページをごらんください。

動物の注目すべき生息地と重要な自然環境のまとまりの場として、区域とその周辺に江 差東山鳥獣保護区が存在し、その一部が区域の南東側に重なっていますが、改変区域とは 重ならない計画となっております。 次に、第10章の環境影響評価の結果の説明に入ります。

2分冊の2の341ページをごらんください。

風車から発生する騒音の寄与レベルの予測結果です。黄緑色のラインが30デシベルの ラインですが、いずれの集落でも30デシベルを下回るレベルになっております。

次に、343ページをごらんください。

施設稼働に伴う騒音レベルの予測結果です。現況値と比較した施設稼働後の騒音レベルの増加分は0デシベルから1デシベルになりまして、現況値プラス5デシベルの指針値をいずれも下回る結果となっております。

次に、353ページをごらんください。

こちらは、風車から発生する超低周波音の寄与レベルの予測結果ですが、いずれの集落でも水色のラインの65デシベルを下回るレベルとなっております。354ページの表には施設稼働に伴う超低周波音の予測結果が示されていますが、施設稼働後の音圧レベルは最大で73デシベルとなっておりまして、超低周波音を感じる最小音圧レベルとされております100デシベルをいずれも下回る結果となっております。

次に、大きく飛びまして、403ページをごらんください。

風車の影の予測結果です。いずれの集落も主に図の左側に分布しております紫色の帯の年間10時間以下の日影の範囲におさまる結果となっております。日最大日影の時間が30分を超える住宅もないとのことでございます。

次に、動物に参りますが、大きく飛びまして、473ページをごらんください。

現地調査での哺乳類の確認状況ですが、下の表のヒナコウモリの欄を見ていただくと、 記載のとおり、死体探索調査により、4カ所で計4個体のヒナコウモリの死体が確認され ております。

なお、鳥類の死体につきましては確認されなかったとのことでございます。

次に、493ページをごらんください。

現地調査での希少猛禽類の確認状況です。区域とその周辺では、ハチクマ、クマタカが 多く確認されており、区域内では特にハチクマが多く確認される結果となっております。

次に、494ページをごらんください。

現地調査での希少猛禽類の営巣地の確認状況ですが、区域内でハチクマ、それから、区域周辺でクマタカとミサゴの営巣が確認される結果となっております。

次に、大きく飛びまして、568ページをごらんください。

希少猛禽類の年間衝突数の予測結果ですが、下の表に記載がありますとおり、値が最大となったのはハチクマで、新設風車では最大0.083個体となっております。既設と新設で数値を比較しますと、オジロワシとツミにつきましては新設により増加する傾向となっておりますが、それ以外の種につきましては減少傾向、または、いずれもゼロ個体となっております。

続きまして、587ページをごらんください。

渡り鳥の年間衝突数の予測結果ですが、上の表に記載がありますとおり、値が最大となったのはこちらもハチクマで、新設風車で最大0.038個体となっております。既設と新設で数値を比較しますと、オジロワシは新設により増加する傾向となっていますが、それ以外の種につきましては減少傾向、または、いずれもゼロ個体となっております。

次に、大きく飛びまして、627ページをごらんください。

次は、植物の関係になりますが、現地調査での植物の重要な種の確認状況です。区域とその周辺で計13種の重要植物種が確認され、このうち、サルメンエビネにつきましては一部が改変区域と重なる状況となっております。

次に、641ページをごらんください。

サルメンエビネへの影響の予測結果についてです。下の表の一番下の改変による生育環境の減少、消失欄に記載のとおり、改変を受ける2個体については、施工の段階で極力改変を避けるよう検討するが、改変がやむを得ない場合には移植方法等について専門家の助言を受け、生育地と同様な環境に移植することにより保全を図る、本種は改変区域外及び周辺地域において多く確認されていることから、影響は小さいとのことです。

次に、景観の関係ですが、大きく飛びまして、736ページと737ページをごらんください。

主要な眺望点として選定されている元山からの眺望景観の現況と供用時のフォトモンタージュが上下見開きで掲載され、供用前後の変化がわかるようになっております。しかしながら、知事意見で指摘した地域住民等へのフォトモンタージュ提示による聞き取り調査や現況から既設風車を除いたフォトモンタージュの作成はされておらず、眺望景観の変化の程度は小さいとする予測、評価の妥当性が客観的に把握できない状況となっておりますので、1次質問で事業者に指摘していきたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、事業の概要の説明とさせていただきます。

なお、1次質問につきましては、現在、事務局で検討しているところで、でき上がり次 第、事業者側に回答を依頼し、次の審議会までに資料として取りまとめる予定です。もし この段階で委員の皆様から質問を希望されるものがありましたら、期間が短くて大変恐縮 ですけれども、今月中に事務局までメール等でご提示いただければと思っております。

では、ご審議をどうぞよろしくお願いします。

- ○池田会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様方からご質問やご意見をお願いいたします。
- 〇隅田委員 図書の2分冊の1の11ページでいいと思いますが、新しくつくる予定のW T-1のところは、既設の道路が来ていないので、どこかから道を広げるものと思われますけれども、どういうふうにアプローチするのかについてはその隣を見ればいいのですか。
- ○事務局(小峰主査) 今のご指摘についてですが、図書の14ページをごらんください。 改変区域図ですが、この中のダイダイ色のラインが入っているところが対象事業実施区 域外の既存道路となります。WT-1付近の区域の境に沿って既存道路が走っておりまし

て、ここからWT-1にアプローチできるということです。

- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○岡村委員 図書の614ページに侵略的外来種の分布状況が書いてありまして、オオハンゴンソウ、フランスギク、ハリエンジュが分布していて、風車設置に伴う改変、さらに既存風車の撤去等で地表がかなりかく乱されていくと思いますので、侵略的外来種の拡大防止策をどうするかについて、ぜひ1次質問で聞いてください。
- ○事務局(小峰主査) 図書の636ページをごらんください。

636ページ以降に重要な植物種への個別の影響予測結果がまとめられていまして、例 えばヒノキアスナロに関して、造成等の施工による一時的な影響のところで外来種の拡散 防止に係る記載があります。

ただ、これはあくまで重要種に関する記載ということで、生態系などより広範囲にわたる影響も含めた対策について事業者に確認するという趣旨で捉えてよろしいでしょうか。 〇岡村委員 重要種との関係も当然あるのですけれども、そうではなく、侵略的外来種が どんどん拡大していくのを防止すること自体が非常に大事なことであるということについ て質問していただければと思います。

- ○事務局(小峰主査) ご指摘の内容を1次質問で取り上げさせていただきたいと思います。
- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、1次質問が事業者に行われますので、現時点で追加の質問があれば事務局へ連絡をお願いします。また、1次質問が終わってから引き続き審議に入りますので、この件に関してもご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局(武田主幹) 皆様、本日は長時間にわたり、三つの事業についてご審議いただき、ありがとうございました。

次回の平成30年度第10回目になります北海道環境影響評価審議会については、2月20日水曜日13時30分から、場所が変わりまして、第二水産ビル3階の3S会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたら改めてご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上